

平成 28 年度製菓衛生師試験実施要領

製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）第 4 条第 1 項の規定により、平成 28 年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

1 試験日時及び場所

(1) 日 時

平成 28 年 9 月 23 日（金）午前 10 時から 12 時まで

(2) 場 所

岩手県庁（12 階特別会議室）盛岡市内丸 10-1

2 受験資格

製菓衛生師試験を受験できる者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する高等学校の入学資格を有する者であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を取得した者
- (2) 菓子製造業において、受験申込時に 2 年以上従事した者で、次に掲げる者。ただし、専ら菓子製造品の運搬、配達、食品洗浄等に従事している者及びパートやアルバイトで菓子製造業務に従事している者（週 24 時間以上勤務している場合を除く。）は、菓子製造業に従事したとは認めない。

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する高等学校の入学資格を有する者

イ 旧国民学校令（昭和 16 年勅令第 148 号）による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校の 2 年の課程を修了した者

エ 製菓衛生師法施行規則（昭和 41 年厚生省令第 45 号）附則第 2 項の各号に該当する者

3 試験科目

衛生法規・公衆衛生学・食品学・食品衛生学・栄養学・製菓理論及び実技（製菓実技は、和菓子、洋菓子、製パンのいずれか 1 つを選択）

ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）別表第 11 の 3 の 3 に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る 1 級または 2 級の技能検定に合格した者は、受験者本人の申し出により、試験科目のうち製菓理論及び実技の試験を免除することができる。

4 提出書類

- (1) 製菓衛生師試験受験申込書（履歴書・保健所控えの受験申込書・郵便はがきを含む。）
- (2) 菓子製造業従事証明書
- (3) 卒業証明書又は、卒業証書の写（受付機関（県の保健所）の原本証明のあるもの。）

※ 郵送で申し込む者で、卒業証書の写しを提出書類とする者は、卒業証書（原本）及び返信用封筒（卒業証書返送用・切手貼付）も併せて、提出すること。

※ 改姓者＝卒業時の氏名と現在の氏名が異なる者は、戸籍抄本を添付すること。

※ 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の課程修了者（2 受験資格(1)該当者）にあつては、当該修了証明書を提出すること。

(4) 受験手数料 9,400 円（岩手県収入証紙で納付。証紙は消印をしないこと。）

※ 証紙以外による納付は認めない。なお、県外の申込み者等、証紙販売所窓口での購入が困難な者は、県庁生協（地下売店）の郵送販売の利用等により購入すること。（県庁生協の問合せ電話番号 019-629-6465）

(5) 写真（申込み前 6 ヶ月以内に撮影した正面、上半身、脱帽のもので、裏面に氏名を記載すること。サイズは、縦 6 cm、横 4 cm）

(6) 菓子製造技能士の 1 級又は 2 級技能検定合格証書の写し（該当者のみ）

※ 次の者は、上記書類のうち(2)及び(3)を省略することができる。

1 平成 23 年度以降、岩手県製菓衛生師試験を受験した者で、その受験票を提出した者（他都道府県の試験の受験票は不可）

2 平成 23 年度以降、岩手県製菓衛生師試験を受験し、その受験票を紛失・破棄した者で、岩手県製菓衛生師試験受験資格確定済申出書を提出した者

5 申込方法

(1) 申込先

ア 県内に住所を有する者 住所地を所管する県の保健所

イ 県外に住所を有する者 岩手県環境生活部県民くらしの安全課(〒020-8570 住所記載省略可)

(2) 申込期間

平成 28 年 7 月 1 日(金)から 7 月 15 日(金)まで(但し、土曜日及び日曜日を除く)の午前 9 時から午後 5 時まで

※ 郵送の場合は、7 月 15 日(金)の消印のあるものまでを有効とする。

6 合格発表の日時及び場所等

(1) 日 時

平成 28 年 11 月 7 日(月) 午前 9 時

(2) 場 所

合格者の受験番号を県庁前及び県の各保健所の掲示板に掲示する。

また、岩手県公式ホームページ【<http://www.pref.iwate.jp/>】でも合格者の受験番号を掲載する。(岩手県公式ホームページへの掲載は午後 2 時頃の予定)

なお、電話による可否の問い合わせについては応じないものとする。

(3) 合格通知

合格証書の発送により行う。

(4) 可否基準

全科目の合計得点が満点の 6 割以上であるものを合格とし、1 科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は、不合格とする。

7 開示請求

受験者本人の申し出により希望者は試験合格発表後、試験結果について口頭による開示請求ができる。

(1) 開示請求できる内容

総合得点

(2) 開示請求の受付期間及び受付時間

平成 28 年 11 月 7 日（月）～平成 28 年 12 月 6 日（火）の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 開示請求の受付場所

県庁行政情報センター

(4) その他

受験票と本人であることが確認できる書類（運転免許証、旅券等本人の顔写真が貼付されたもの。）を持参すること。

8 その他

(1) 受験に必要な携行品等については、受験票により通知する。

なお、平成 28 年 9 月 9 日（金）までに受験票が到着しない場合は、岩手県環境生活部県民くらしの安全課食の安全安心担当（電話 019-629-5322 直通）に問い合わせること。

(2) 試験に関する不明な点は、最寄り（申込み先）の県の保健所又は県民くらしの安全課に問い合わせること。

(3) 試験会場は、来客用駐車スペースが限られているため、公共交通機関又は周辺の有料駐車場を利用のうえ入場すること。